

一般財団法人呉海員会館 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人呉海員会館という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を広島県呉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、呉港における船員、その家族及び遺家族並びに海事関係者に対する福利厚生又は救済の事業等を行うことにより、呉港の発展を図り、もって日本海運の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 船員及びその家族並びに海事関係者に対する宿舎、休養慰安の施設に関すること
- (2) 船員及びその家族並びに遺家族の生活相談に関すること
- (3) 勤労者の福祉の増進と教養文化の向上のための貸館事業に関すること
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分し、又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始

の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。
これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度の終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、同項第3号及び第4号の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項各号に掲げる書類のほか、監査報告を5年間、事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分制限)

第9条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任等)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第13条 評議員は、無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

- 3 理事長は、評議員会を開催する日の1週間前までに、一定の事項を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。ただし、評議員全員の同意がある場合には、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 前条の規定にかかわらず、理事が、評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について決議に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当

該事項について評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び評議員会において選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

- 第23条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち3名以内を副理事長、1名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって法人法第197条の規定により準用する法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第24条 理事及び監事は、評議員会の決議において選任する。
- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事は、この法人又はその子法人の監事又は評議員を兼ねることができない。
- 4 監事は、この法人又はその子法人の理事、評議員又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表するとともにその業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長が指名した副理事長が職務を代行する。

- 4 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査の報告を作成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

(損害賠償責任の免除)

第30条 この法人は、法人法第198条の規定により準用する法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は、法人法第198条の規定により準用する法人法第115条第

1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法人法第198条の規定により準用する法人法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

(守秘義務)

第31条 理事及び監事は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 第7条第1項に規定する事業計画及び収支予算に関する書類の承認
- (5) 第8条第1項に規定する事業報告及び決算に関する書類の承認
- (6) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (7) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (8) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(招集等)

第34条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 前条の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について決議に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があった

ものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第4項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第11条についても適用する。

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は呉市に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第42条 この法人の公告は、事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 雑則

(定款の常備)

第43条 この定款は、常時、事務所に備え置くものとする。

(委任)

第44条 この定款の施行に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項の規定により読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 前項に規定する一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事である理事長は、廣津忠雄とし、この法人の最初の代表理事である副理事長は、鴨頭明人及び井原晃とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
花戸忠明
神田智行
大滝恒
加勢田喜代繁
竹内清志
清水博和
嘉屋正
寺嶋文秀
笠井康弘